

実績報告時に必要な書類

別表第4(第 11 条関係)

※○:必須書類、△:該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類	太陽光・蓄電池	EV	空調・給湯器
1	住宅用脱炭素推進設備導入補助金実績報告書(様式第 12 号)	○	○	○
2	住宅用脱炭素推進設備導入事業実績書(様式第 13 号)	○	○	○
3	工事請負契約書の写し、自動車検査証の写し(EV)	○	○	×
4	領収書の写し及び内訳書 ・補助対象事業に係る経費の内訳が明記されているもの(明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを併せて提出すること) ・クレジット契約等により支払いを行った場合は、補助対象設備の所有権が申請者に移転していることがわかる書類を併せて提出すること	○	○	○
5	メーカー保証書の写し 太陽光・蓄電池 ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池・・・蓄電池はメーカー保証が10年以上であること 空調・給湯器 メーカー名や型式、製造番号、お買い上げ日、販売店名等があるもの	○	×	○
6	補助対象設備の設置前の状況を記録したカラー写真 設置前後で同方向から撮影すること	○	△	×
7	補助対象設備の設置後の状況を記録したカラー写真 太陽光・蓄電池 ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池(蓄電池を含む場合のみ) ④設置場所全景 設置前後で同方向から撮影すること 空調・給湯器 ・A4 の用紙に貼付したものを提出すること	○	○	○
8	補助対象設備に貼付された銘板を記録したカラー写真 太陽光・蓄電池 ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池(蓄電池を含む場合のみ) 太陽電池モジュールについては、設置枚数分の出力対比表(バーコードを貼付したもの)等でも可 空調・給湯器 ・A4 の用紙に貼付したものを提出すること	○	○	○
9	補助対象設備の実際の機器配置図 交付申請時と変更がある場合のみ	△	△	△

番号	提出書類	太陽光・蓄電池	EV	空調・給湯器
10	売電契約書の写し 余剰電力を売電する場合、FIT及びFIPによらず、相対契約であることを確認できるもの	△	×	×
11	PPAの契約書及び料金計算書等の写し(PPA事業者の場合) リースの契約書及びリース計算書等の写し(リース会社の場合) ・サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが分かること ・法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できること	△	×	×
12	請求書の写し PPA又はリース契約の場合のみ	△	×	×
13	住民票の写し 様式第1号において、「住民票の記載事項を確認すること」に同意しないときに必要	△	△	×
14	その他交付申請時又は変更承認申請時の提出書類のうち変更のあった書類 交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ	△	△	△
15	電気自動車等と接続している再エネ設備の発電量が分かるもの 本事業を用いずに導入した設備と接続する場合	×	△	×
16	再エネ電力証書等により調達する電力量が分かるもの 再エネ発電量の不足分を再エネ電力証書等の調達で補う場合	×	△	×
17	リサイクル証書やマニフェスト等、既存設備を処分したことが分かるもの	×	×	○
18	その他市長が必要と認める書類	△	△	△

- ✓ 申請者＝契約者＝代金支払者(領収書宛名)＝使用者(補助金請求者)及び太陽光発電設備を設置の場合は、太陽光発電に関する電力受給契約者の全てが同一である必要があります。
- ✓ **必ず令和9年2月15日(月)までに**設置工事を完了させてください。
- ✓ **必ず令和9年2月26日(金)までに**実績報告を提出してください。
- ✓ 郵送の場合は、**令和9年2月26日(金)までに**瀬戸内市生活環境課に必着する必要があります。期限を過ぎると対象外になります。